

堺市公報 第97号	令和元年11月22日発行
<h1>堺市公報</h1>	発行 堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

	頁
<告示>	
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定について 【健康福祉局障害福祉部障害施策推進課】	2
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者の指定について 【健康福祉局障害福祉部障害施策推進課】	3
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止について 【健康福祉局障害福祉部障害施策推進課】	3
○道路法に基づく市道の区域決定及び供用開始について 【建設局土木部路政課】	4
○道路法に基づく市道の区域変更及び供用開始について 【建設局土木部路政課】	6
<公告>	
○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出等について 【産業振興局商工労働部商業流通課】	10
○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出等について 【産業振興局商工労働部商業流通課】	11
○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出等について 【産業振興局商工労働部商業流通課】	12
○農用地利用集積計画 【産業振興局農政部農地課】	13
○南部大阪都市計画公園の変更の案の縦覧について 【建築都市局都市計画部都市計画課】	20
○建築基準法第86条の2第6項の規定に基づく公告 【建築都市局開発調整部建築安全課】	20

○都市計画法に基づく工事の完了について
 【建築都市局開発調整部宅地安全課】・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

○都市公園法第5条の6に係る認定について
 【建設局公園緑地部公園監理課】・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受け
 る調達契約に係る落札者等について
 【教育委員会事務局教職員人事部教職員企画課】・・・・・・・・ 24

<消防局公告>

○指定催しの指定について
 【消防局予防部予防査察課】・・・・・・・・・・・・・・・・ 25

<上下水道局公告>

○堺市指定給水装置工事事業者規程に基づく指定給水装置工事事業者の指定につい
 て
 【上下水道局サービス推進部給排水設備課】・・・・・・・・ 25

○堺市下水道条例に基づく市指定排水設備工事事業者の指定について
 【上下水道局サービス推進部給排水設備課】・・・・・・・・ 26

告 示

堺市告示第414号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者として指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和元年11月22日

堺市長 永藤英機

法人名	事業内容	事業所名	事業所所在地	指定年月日
株式会社 リアン	居宅介護	リアン訪問介護	大阪府堺市北区金岡町3004番地15A号	令和元年11月1日

株式会社 リアン	重度訪問介護	リアン訪問介護	大阪府堺市北区金岡町3004番地15A号	令和元年11月1日
一般財団法人 氏家記念財団	居宅介護	ヘルパーステーション福町	大阪府堺市中区福田14番地5	令和元年11月1日
一般財団法人 氏家記念財団	重度訪問介護	ヘルパーステーション福町	大阪府堺市中区福田14番地5	令和元年11月1日
株式会社 ニチイ学館	同行援護	ニチイケアセンター梅美木多	大阪府堺市南区桃山台二丁3-4 ツインビル桃山ⅡB102	令和元年11月1日
株式会社 ケアサポートりんぐ	就労継続支援(B型)	はなきりん	大阪府堺市南区城山台二丁2番15号	令和元年11月1日
一般社団法人 あかるいひ	就労継続支援(B型)	はっぴー	大阪府堺市中区大野芝町163-1 大野芝コンパクト1B	令和元年11月1日

堺市告示第415号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の20第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者として指定したので、同法第51条の30第2項第1号の規定により告示する。

令和元年11月22日

堺市長 永藤英機

法人名	事業内容	事業所名	事業所所在地	指定年月日
TKサポート 合同会社	計画相談支援	あがいていーだ相談支援室	大阪府堺市北区百舌鳥本町一丁6番1号 H.Iビル2階	令和元年11月1日

堺市告示第416号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止に係る届出があったので、同法第51条第2号の規定により告示する。

令和元年11月22日

堺市長 永 藤 英 機

法人名	事業内容	事業所名	事業所所在地	廃止年月日
明るい 株式会社	就労継続支援 (B型)	はっぴー	大阪府堺市中区大野 芝町163番地1 大 野芝コンパクト1階 B号	令和元年10月 31日

堺市告示第417号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のように決定して、告示の日から供用を開始する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

令和元年11月22日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名 別紙調書のとおり
- 3 敷地の幅員及びその延長 別紙調書のとおり
- 4 供用開始の区間 別紙調書のとおり

市道路線区域決定調書

整理 番号	路線名	起 終 点 点	敷地の		備考
			幅員m	延長m	
ニ283	西野75号線	東区西野547番11地先 東区西野288番77地先	4.00 4.01	34.56	
ハ588	金岡321号線	北区金岡町773番6地先 北区金岡町774番2地先	4.70	34.06	
ヒ951	東山66号線	中区東山388番8地先 中区東山389番1地先	4.70	54.26	
ヒ952	日置荘西213号線	東区日置荘西町5丁302番1地先 東区日置荘西町5丁302番1地先	4.70	16.55	
ヒ953	引野67号線	東区引野町1丁120番12地先 東区引野町1丁117番7地先	4.70	31.40	
ノ602	多治井74号線	美原区多治井797番4地先 美原区多治井797番8地先	4.70	27.48	
ノ603	田出井5号線	堺区田出井町698番188地先 堺区田出井町698番180地先	5.00	60.04	
ノ722	大野芝37号線	中区大野芝町39番5地先 中区大野芝町39番14地先	5.70	79.51	
ハ1040	土師214号線	中区土師町5丁219番11地先 中区土師町5丁219番4地先	4.70	22.64	
ノ125	野尻60号線	東区野尻町270番18地先 東区野尻町270番8地先	6.70	28.28	

~~~~~

堺市告示第418号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のよう  
に変更して、告示の日から供用を開始する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間一般の縦覧  
に供する。

令和元年11月22日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名 別紙調書のとおり
- 3 敷地の幅員及びその延長 別紙調書のとおり
- 4 供用開始の区間 別紙調書のとおり

道路区域変更調書

| 路線名       | から<br>区間<br>まで    | 旧<br>新 | 敷地の          |       | 備考                       |
|-----------|-------------------|--------|--------------|-------|--------------------------|
|           |                   |        | 幅員m          | 延長m   |                          |
| 戎島町18号線   | 堺区戎島町5丁16番1地先     | 旧      | 5.57<br>6.15 | 34.20 | (ε001)<br>開発に伴う寄付<br>関係分 |
|           | 堺区戎島町5丁16番1地先     | 新      | 6.14<br>6.43 |       |                          |
| 東湊10号線    | 堺区東湊町3丁183番1地先    | 旧      | 3.51<br>3.77 | 12.97 | (t083)<br>開発に伴う寄付<br>関係分 |
|           | 堺区東湊町3丁183番1地先    | 新      | 3.76<br>3.88 |       |                          |
| 土塔1号線     | 中区土塔町2044番16地先    | 旧      | 3.45<br>3.87 | 35.44 | (t020)<br>開発に伴う寄付<br>関係分 |
|           | 中区土塔町2044番16地先    | 新      | 4.08<br>4.29 |       |                          |
| 陶器北10号線   | 中区陶器北483番1地先      | 旧      | 2.45<br>3.95 | 13.95 | (t046)<br>開発に伴う寄付<br>関係分 |
|           | 中区陶器北483番3地先      | 新      | 4.25<br>5.65 |       |                          |
| 深井北8号線    | 中区深井北町25番6地先      | 旧      | 1.75<br>2.16 | 14.03 | (7081)<br>開発に伴う寄付<br>関係分 |
|           | 中区深井北町25番5地先      | 新      | 4.70<br>4.90 |       |                          |
| 深井清水12号線  | 中区深井清水町1773番9地先   | 旧      | 2.60<br>3.65 | 18.20 | (7116)<br>開発に伴う寄付<br>関係分 |
|           | 中区深井清水町1773番8地先   | 新      | 3.30<br>4.35 |       |                          |
| 日置荘西22号線  | 東区日置荘西町1丁46番13地先  | 旧      | 5.47         | 2.20  | (t210)<br>開発に伴う寄付<br>関係分 |
|           | 東区日置荘西町1丁46番13地先  | 新      | 5.47         |       |                          |
| 上野芝50号線   | 西区上野芝町7丁445番206地先 | 旧      | 4.35         | 13.57 | (9053)<br>開発に伴う寄付<br>関係分 |
|           | 西区上野芝町7丁445番205地先 | 新      | 4.38         |       |                          |
| 鳳中28号線    | 西区鳳中町4丁105番9地先    | 旧      | 3.62<br>3.71 | 7.48  | (α174)<br>開発に伴う寄付<br>関係分 |
|           | 西区鳳中町4丁105番9地先    | 新      | 4.16<br>4.20 |       |                          |
| 浜寺船尾西10号線 | 西区浜寺船尾町西2丁164番1地先 | 旧      | 3.60<br>3.70 | 15.04 | (α257)<br>開発に伴う寄付<br>関係分 |
|           | 西区浜寺船尾町西2丁164番2地先 | 新      | 4.35<br>4.35 |       |                          |
| 浜寺船尾西11号線 | 西区浜寺船尾町西2丁164番2地先 | 旧      | 3.40         | 12.31 | (α258)<br>開発に伴う寄付<br>関係分 |
|           | 西区浜寺船尾町西2丁164番2地先 | 新      | 4.00         |       |                          |

道路区域変更調書

| 路線名       | から<br>区間<br>まで   | 旧<br>新 | 敷地の          |       | 備考                                  |
|-----------|------------------|--------|--------------|-------|-------------------------------------|
|           |                  |        | 幅員m          | 延長m   |                                     |
| 浜寺南18号線   | 西区浜寺南町1丁85番7地先   | 旧      | 3.55<br>3.59 | 13.36 | (ハ289)<br>開発に伴う寄付<br>関係分            |
|           | 西区浜寺南町1丁85番7地先   | 新      | 3.78<br>3.80 |       |                                     |
| 浜寺元9号線    | 西区浜寺元町5丁645番2地先  | 旧      | 2.95<br>3.45 | 15.54 | (ハ303)<br>開発に伴う寄付<br>関係分            |
|           | 西区浜寺元町5丁645番5地先  | 新      | 4.00<br>4.00 |       |                                     |
| 金岡28号線    | 北区金岡町800番1地先     | 旧      | 3.30         | 8.03  | (カ186)<br>開発に伴う寄付<br>関係分            |
|           | 北区金岡町800番1地先     | 新      | 3.65         |       |                                     |
| 蔵前3号線     | 北区蔵前町3丁1616番4地先  | 旧      | 2.77<br>2.96 | 19.78 | (7011)<br>開発に伴う寄付<br>関係分            |
|           | 北区蔵前町3丁1616番12地先 | 新      | 3.38<br>3.48 |       |                                     |
| 蔵前3号線     | 北区蔵前町3丁1610番2地先  | 旧      | 2.36<br>2.90 | 17.50 | (7011)<br>開発に伴う寄付<br>関係分            |
|           | 北区蔵前町3丁1610番2地先  | 新      | 3.53<br>3.80 |       |                                     |
| 中百舌鳥4号線   | 北区中百舌鳥町5丁633番2地先 | 旧      | 2.35<br>2.44 | 16.51 | (ナ158)<br>開発に伴う寄付<br>関係分            |
|           | 北区中百舌鳥町5丁633番2地先 | 新      | 3.18<br>3.22 |       |                                     |
| 北余部南余部2号線 | 美原区南余部438番2地先    | 旧      | 2.31<br>4.05 | 26.40 | (キ402)<br>開発に伴う寄付<br>関係分            |
|           | 美原区南余部438番2地先    | 新      | 4.00<br>5.50 |       |                                     |
| 丹上8号線     | 美原区丹上386番4地先     | 旧      | 2.73<br>2.90 | 20.05 | (7486)<br>開発に伴う寄付<br>関係分            |
|           | 美原区丹上386番1地先     | 新      | 4.60<br>4.60 |       |                                     |
| 南余部2号線    | 美原区南余部438番2地先    | 旧      | 2.73<br>2.88 | 27.42 | (ミ704)<br>開発に伴う寄付<br>関係分            |
|           | 美原区南余部438番2地先    | 新      | 4.00<br>4.00 |       |                                     |
| 南余部5号線    | 美原区南余部438番2地先    | 旧      | 1.42<br>3.00 | 24.79 | (ミ707)<br>開発に伴う寄付<br>関係分            |
|           | 美原区南余部438番2地先    | 新      | 3.41<br>4.70 |       |                                     |
| 深井東1号線    | 中区深井東町348番10地先   | 旧      | 4.48<br>4.56 | 37.61 | (7012)<br>都市計画法第39条<br>による帰属<br>関係分 |
|           | 中区深井東町348番15地先   | 新      | 5.59<br>5.63 |       |                                     |

## 道路区域変更調書

| 路線名        | から<br>区間<br>まで      | 旧<br>新 | 敷地の          |       | 備考                                  |
|------------|---------------------|--------|--------------|-------|-------------------------------------|
|            |                     |        | 幅員m          | 延長m   |                                     |
| 深井東2号線     | 中区深井東町348番6地先       | 旧      | 2.45<br>2.82 | 37.13 | (7013)<br>都市計画法第39条<br>による帰属<br>関係分 |
|            | 中区深井東町348番10地先      | 新      | 4.58<br>4.76 | 37.13 |                                     |
| 草尾61号線     | 東区日置荘西町7丁59番4地先     | 旧      | 3.67<br>4.07 | 46.02 | (7016)<br>都市計画法第39条<br>による帰属<br>関係分 |
|            | 東区日置荘西町7丁59番15地先    | 新      | 5.19<br>5.39 | 46.02 |                                     |
| 高松草尾1号線    | 東区高松403番1地先         | 旧      | 3.05<br>3.60 | 27.39 | (7106)<br>都市計画法第39条<br>による帰属<br>関係分 |
|            | 東区高松403番12地先        | 新      | 4.75<br>5.06 | 27.39 |                                     |
| 草部38号線     | 西区草部764番11地先        | 旧      | 6.00<br>6.04 | 21.89 | (7113)<br>都市計画法第39条<br>による帰属<br>関係分 |
|            | 西区草部764番4地先         | 新      | 6.35<br>6.37 | 21.89 |                                     |
| 浜寺諏訪森東13号線 | 西区浜寺諏訪森町東3丁295番24地先 | 旧      | 2.98<br>3.69 | 23.45 | (728)<br>都市計画法第39条<br>による帰属<br>関係分  |
|            | 西区浜寺諏訪森町東3丁295番23地先 | 新      | 3.84<br>4.70 | 23.45 |                                     |

## 公 告

堺市公告第603号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、次のとおり変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告するとともに、届出書類については、公告の日から4か月間、堺市産業振興局商工労働部商業流通課及び市政情報センターにおいて縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に堺市産業振興局商工労働部商業流通課に意見書を提出することができる。なお、提出された意見書については、その概要を公告するとともに、縦覧に供する。

令和元年11月22日

堺市長 永 藤 英 機

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス七道東店

堺市堺区七道東町182-1 ほか

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

株式会社コスモス薬品

代表取締役 横山 英昭

福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階

3 変更事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 名 称 株式会社コスモス薬品

代表者 代表取締役 宇野 正晃

所在地 福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階

(変更後) 名 称 株式会社コスモス薬品

代表者 代表取締役 横山 英昭

所在地 福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

4 変更年月日

令和元年7月1日

5 届出年月日

令和元年11月12日

堺市公告第604号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、次のとおり変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告するとともに、届出書類については、公告の日から4か月間、堺市産業振興局商工労働部商業流通課及び南区役所企画総務課市政情報コーナーにおいて縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に堺市産業振興局商工労働部商業流通課に意見書を提出することができる。なお、提出された意見書については、その概要を公告するとともに、縦覧に供する。

令和元年11月22日

堺市長 永 藤 英 機

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス原山台店

堺市南区原山台五丁456番24 ほか

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

株式会社コスモス薬品

代表取締役 横山 英昭

福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 名 称 株式会社コスモス薬品

代表者 代表取締役 宇野 正晃

所在地 福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階

(変更後) 名 称 株式会社コスモス薬品

代表者 代表取締役 横山 英昭

所在地 福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

4 変更年月日

令和元年7月1日

5 届出年月日

令和元年11月12日



堺市公告第605号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、次のとおり変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告するとともに、届出書類については、公告の日から4か月間、堺市産業振興局商工労働部商業流通課及び美原区役所企画総務課市政情報コーナーにおいて縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に堺市産業振興局商工労働部商業流通課に意見書を提出することができる。なお、提出された意見書については、その概要を公告するとともに、縦覧に供する。

令和元年11月22日

堺市長 永 藤 英 機

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス美原平尾店  
堺市美原区平尾381-1 ほか

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

株式会社コスモス薬品  
代表取締役 横山 英昭  
福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 名 称 株式会社コスモス薬品  
代表者 代表取締役 宇野 正晃  
所在地 福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階

(変更後) 名 称 株式会社コスモス薬品  
代表者 代表取締役 横山 英昭  
所在地 福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

4 変更年月日

令和元年7月1日

5 届出年月日

令和元年11月12日

~~~~~  
堺市公告第606号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和元年11月22日

堺市長 永 藤 英 機

令和元年度 第8号

農 用 地 利 用 集 積 計 画

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定

により、農用地利用集積計画を定める。

令和元年11月7日

堺 市

1. 利用権設定各筆明細

利用権の設定を受ける者(借り手)		利用権を設定する農地				利用権を設定する者(貸し手)			設定する利用権				
住所	氏名	所在	地番	現況 地目	地積(m ²)	住所	氏名	利用権の種類 及び運用される 共通事項	内容	始期	終期	借賃(円)	借賃の支払い方法
大阪府堺市千代田3丁目2番17号	今村 彰男	西区原田	80	田	188	大阪府堺市取石1丁目15番17号	東野 日出雄	使用貸借による 権利 (解除条件付)	畑として利用	令和元年12月1日	令和21年11月30日	-	-
		西区原田	81	田	657								
		西区原田	82	田	175								
堺市北区百舌島西之町2丁目535番地	松川 武美	北区中村町	365-1	田	595	堺市北区中村町1220番地	西川 益子	使用貸借による 権利	畑として利用	令和2年2月1日	令和5年1月31日	-	-
堺市中区深阪6丁目6番3号	樋川 重敏	西区太平寺	634	田	2,145	堺市西区太平寺555番地1	木寺 清	使用貸借による 権利	畑として利用	令和2年2月1日	令和5年1月31日	-	-
堺市東区日置庄田中町300番地	森 真一	東区日置庄田中町	237-1	畑	417	堺市東区日置庄田中町236番地1	森 富弘	使用貸借による 権利	畑として利用	令和元年12月1日	令和4年11月30日	-	-
堺市北区北花田町3丁目39番地8	中條 義己	西区太平寺	683	田	773	堺市西区太平寺570番地1	井上 好文	使用貸借による 権利	畑として利用	令和2年2月1日	令和5年1月31日	-	-
堺市南区富蔵237番地17	北原 賢	南区豊田	638	田	1,692	堺市南区豊田890番地	大上 崇夫 大上 満子	使用貸借による 権利	田として利用	令和2年2月1日	令和5年1月31日	-	-

使用貸借

2 共通事項（利用権設定関係）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 解約権の留保の禁止

利用権を設定する者（以下「甲」という。）及び利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利は有しない。

(2) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

(3) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

(4) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

(5) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

(6) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(7) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(8) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。

解除条件付
(法 18-2-6)

2 共通事項（利用権設定関係）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 借賃の支払猶予

利用権を設定する者（以下「甲」という。）は、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払い期限までに借賃の支払いをすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払いを猶予する。

(2) 解約権の留保の禁止

甲及び乙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利を有しない。

(3) 利用権の解除

甲は、乙が利用権の目的物（以下「目的物」という。）を適正に利用していないと認められる場合には当該利用権を解除するものとする。

(4) 転貸又は譲渡の禁止

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ利用権の目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

(5) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

(6) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

(7) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したとき又は(3)により甲が利用権を解除したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に回復して返還する。乙が原状に復することができないときは、甲が原状に回復するために要する費用を乙が負担する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかに問わず返還の代償を請求してはならない。

(8) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(9) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(10) 期間途中で貸借が終了した場合の原状回復

貸借が終了したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に復して返還する。乙が原状に復することができないときは、甲が原状に回復するために要する費用を乙が負担する。ただし、天災地変等の不可抗力または通常の利用により損失が生じた場合および修繕または改良により変更された場合は、この限りではない。

(11) 違約金の支払い

甲の責めに帰さない事由により、期間の中途において貸借を終了させることとなった場合には、賃借権による利用権設定に限り、乙は甲に対し、利用権設定終了日までに支払うべき賃借料の総額と、すでに支払った賃借料との差額を違約金として支払う。ただし、天災地変等の不可抗力により貸借を終了させることとなった場合は別途協議を行う。

(12) 利用状況の報告

乙は毎事業年度の終了後3月以内に、次に掲げる事項を記載した報告書を参考となるべき書類を添えて（乙が法人の場合は定款の写しも合わせて）市長に提出しなければならない。

ア 乙の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

イ 乙が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の面積

ウ イの農用地における作物の種類別作付面積又は栽培面積、生産数量及び反収

エ 乙が行う耕作又は養畜の事業がその農用地の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼしている影響

オ 乙の地域の農業における他の農業者との役割分担の状況

カ 乙が法人である場合には、その法人の業務を遂行する役員のうち、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の役職名及び氏名並びにその法人の行う耕作又は養畜の事業への従事状況

キ その他参考となるべき事項

(13) 勧告

市長は、乙が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告する。

ア 乙がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ 乙が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ 乙が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

(14) 農用地利用集積計画の取り消し

市長は、乙が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち該当部分を取り消す。

ア 乙がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、甲が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ 乙が（13）の勧告に従わなかったとき。

(15) その他

この農用地利用集積計画の定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。

堺市公告第607号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、南部大阪都市計画公園を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告する。

当該都市計画の変更の案については、公衆の縦覧に供するので、住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに堺市に意見書を提出することができる。

令和元年11月22日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 都市計画の変更に係る土地の区域
堺市堺区大仙西町一丁地内
- 2 都市計画の案の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
堺市堺区南瓦町3番1号
堺市建築都市局都市計画部都市計画課
 - (2) 縦覧期間
令和元年11月22日から令和元年12月6日まで
- 3 意見書の提出先
堺市建築都市局都市計画部都市計画課
所在地：〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号
電 話：072-228-8398

堺市公告第608号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定に基づき認定をしたので、同条第6項の規定により、その旨を次のとおり公告するとともに縦覧に供する。

令和元年11月22日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 認定年月日及び認定番号 令和元年11月8日 第E-16号
- 2 対象区域 堺市堺区協和町4丁423番1、423番4、443番7、444番1、444番4、452番2、453番2、454番、455番1、465番1、465番2、465番3、472番1、472番3、472番4、472番5、472番6及び地先里道
- 3 縦覧場所 堺市役所高層館13階
建築都市局開発調整部建築安全課

~~~~~

堺市公告第609号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和元年11月22日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 開発区域  
堺市中区陶器北550番3
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
大阪府堺市中区陶器北476番地4  
岩崎 誠治

~~~~~

堺市公告第610号

都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条の6の規定に基づき、公募設置等計画の

変更を公園管理者が認定したので、同条第3項において準用する同法第5条の5第2項の規定により、次のとおり公告する。

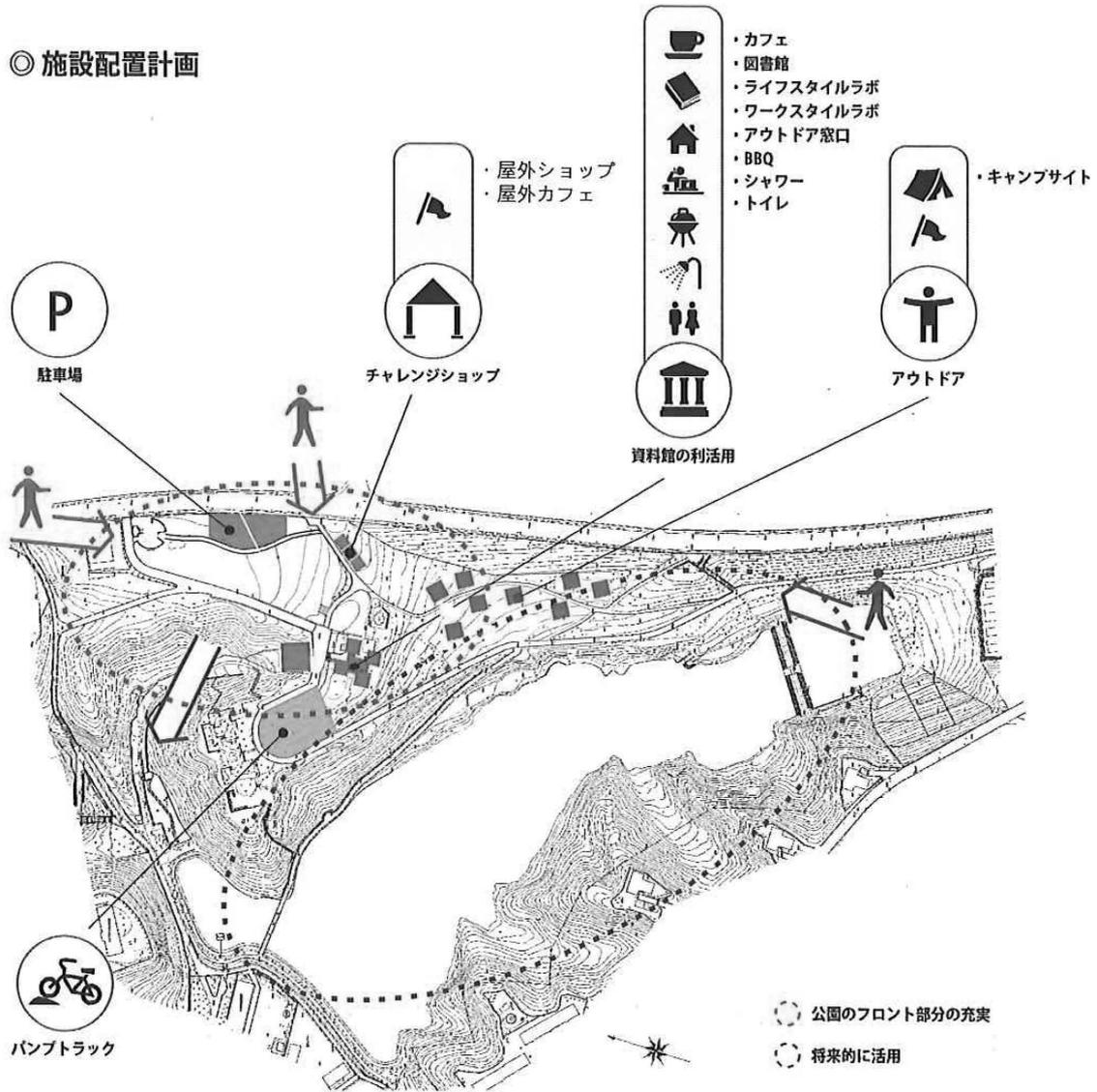
令和元年11月22日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 公募設置等計画（変更）の認定日
令和元年11月12日
- 2 公募設置等計画（変更）の有効期間
令和元年11月12日から令和21年8月25日まで
- 3 公募対象公園施設の場所
堺市南区若松台一丁1-9ほか地内
大蓮公園内（別紙詳細）

大蓮公園内別紙

◎ 施設配置計画



公募対象公園施設			特定公園施設		利便増進施設等
旧泉北すえむら資料館	チャレンジショップ	アウトドア施設	駐車場	バンブトラック	看板

堺市公告第611号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和元年11月22日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
教職員情報システム改修業務（会計年度任用職員対応） 1式
- 2 契約に関する事務を担当する局部課の所在地及び名称
堺市堺区南瓦町3番1号
教育委員会事務局教職員人事部教職員企画課
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和元年10月21日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
富士通株式会社 関西支社
支社長 梅原 洋二
大阪市中央区城見2丁目2番6号
- 5 随意契約に係る契約金額
¥31,036,500－（取引に係る消費税額等を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約による理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

消防局公告

堺市消防局公告第5号

堺市火災予防条例（平成20年条例第25号）第83条の2第1項の規定に基づき、次の催しを指定催しとして指定したので、同条第4項の規定により公告する。

令和元年11月22日

堺市消防長 松本文雄

催しの名称	第44回堺市農業祭
開催場所	堺市堺区百舌鳥夕雲町二丁 大仙公園 催し広場
開催期間	令和元年11月23日（土）

上下水道局公告

堺市上下水道局公告第184号

堺市水道事業給水条例（昭和33年条例第13号）第13条第1項に規定する指定給水装置工事事業者の指定をしたので、堺市指定給水装置工事事業者規程（平成10年水道局管理規程第6号）第7条第1号の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和元年11月22日

堺市上下水道事業管理者 出未明彦

指定番号	第1395号
指定年月日	令和元年11月5日
指定期間の末日	令和6年11月4日
事業者の名称	株式会社水幸

事業者の住所 大阪市東淀川区南江口2丁目6番83号
代表者の職氏名 代表取締役 村尾 昌則
事業所の名称 株式会社水幸
事業所の所在地 大阪市東淀川区南江口2丁目6番83号

指 定 番 号 第1396号
指 定 年 月 日 令和元年11月5日
指定期間の末日 令和6年11月4日
事業者の名称 株式会社A p l a n n i n g
事業者の住所 堺市堺区少林寺町東2丁1番21号
代表者の職氏名 代表取締役 小濱 智規
事業所の名称 株式会社A p l a n n i n g
事業所の所在地 堺市堺区少林寺町東2丁1番21号

指 定 番 号 第1397号
指 定 年 月 日 令和元年11月5日
指定期間の末日 令和6年11月4日
事業者の名称 株式会社アスライフ
事業者の住所 大阪市東淀川区小松1丁目7番1号
代表者の職氏名 代表取締役 大田 勇紀
事業所の名称 株式会社アスライフ
事業所の所在地 大阪市東淀川区小松1丁目7番1号

~~~~~

堺市上下水道局公告第185号

堺市下水道条例（昭和37年条例第6号）第5条の3第1項に規定する市指定排水設備  
工事業者の指定をしたので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和元年11月22日

堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

指 定 番 号 第1691号  
指 定 年 月 日 令和元年11月5日

---

|         |                 |
|---------|-----------------|
| 事業者の名称  | 株式会社永和          |
| 事業者の住所  | 大阪市鶴見区安田2丁目2番5号 |
| 代表者の職氏名 | 代表取締役 金沢 利和     |
| 営業所の名称  | 株式会社永和          |
| 営業所の所在地 | 大阪市鶴見区安田2丁目2番5号 |

|           |                    |
|-----------|--------------------|
| 指 定 番 号   | 第1692号             |
| 指 定 年 月 日 | 令和元年11月5日          |
| 事業者の名称    | 株式会社水幸             |
| 事業者の住所    | 大阪市東淀川区南江口2丁目6番83号 |
| 代表者の職氏名   | 代表取締役 村尾 昌則        |
| 営業所の名称    | 株式会社水幸             |
| 営業所の所在地   | 大阪市東淀川区南江口2丁目6番83号 |